

## 第412回上市市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和5年3月24日（金）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 14人

1 番 江口勘四郎委員                      2 番 長沼健司委員                      3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員                      ~~5 番 山口久志委員~~                      6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員                      8 番 松田陽一委員                      9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員                      11 番 鈴木萬四郎委員                      12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員                      14 番 原田広幸委員                      15 番 木村辰也委員

~~16 番 花谷和男委員~~

出席推進委員 8人

佐藤秀雄推進委員、平吹正見推進委員、齋藤吉昭推進委員、金子俊信推進委員、鈴木憲一推進委員、奈良崎洋一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 5番 山口久志委員、16番 花谷和男委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第474回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程6 議 第4号 第475回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程7 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程8 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程9 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程10 報告第4号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

## 7 会議の概要

事務局長 開会前に申し上げます。本日の総会につきましては、花谷会長から欠席する旨の連絡がきております。そのため、農業委員会に関する法律第5条第5項の規定に基づき、木村会長職務代理者に議長を務めていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（代理） 定刻になりましたので、3月16日に告示になりました、第412回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和5年3月16日、上山市農業委員会告示第3号により、令和5年3月24日、第412回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和5年3月17日付け農委第193号をもって、第412回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第412回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員14人となっております。なお、5番、山口久志委員、16番、花谷和男委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が8人出席しております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、4番、上妻一実委員、10番、富田憲一委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。4件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は山形市に事務所を有する〇〇氏、譲受人は山形市に事務所を有する有限会社〇〇であります。永野地内の田畑4筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。3番、山川光照委員。

山川委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。3月20日取締役の方と、もう1人と3人で現地で話を行いました。代表の方は弁護士の〇〇さんと知り合いで、この土地を買ってもらえないかと話を持ち掛けられ譲り受けたそうです。当該土地の続きの土地では、有限会社〇〇が50aほどの土地で野菜を作付け、出荷しており、利便が良いとのことで譲り受けたとのことでした。要件は満たしているかと思いますが、なおご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は山形市在住の〇〇氏、無職、譲受人は宮脇在住の〇〇氏、農業であります。宮脇地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。9番、木村正委員。

木村(正)委員 整理番号2について、現地調査の結果を報告します。19日に現地調を見てきました。〇〇氏には事前に話を聞きました。この土地は以前より〇〇氏が桃を植えて作っていた土地になります。宜しくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号3について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。譲渡人は相生在住の〇〇氏、無職、譲受人は茨城県土浦市在住の〇〇氏、無職で、両者は親子であります。相生地内の田畑8筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

ます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。14番、原田広幸委員。

原田委員 整理番号3について、現地調査の結果を報告します。3月21日に〇〇氏に電話で話を聞きました。〇〇氏は現在自分の家を作る準備をしております。田にしましてはすでに他人に貸しており、引き続き同じ方に貸す予定です。畑にしましては多少荒れているため整地をして、将来的にはさくらんぼを植えたいということです。畑が荒れているという点が少々気がかりではありますが、責任を持って整地するということでしたので問題はないかと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号3については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号4について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。譲渡人は金生西一丁目在住の〇〇氏、大工、譲受人は下生居在住の〇〇氏、農業であります。下生居及び上生居地内の田10筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。9番、木村正委員。

木村(正)委員 整理番号4について、現地調査の結果を報告します。3月19日、〇〇氏と電話で話をしました。〇〇氏の息子さんが一昨年新規就農し、肉牛の牛舎を建てるための田を一つだけ欲しかったそうなのですが、〇〇氏が全部買って欲しいとのことでこのような形になったそうです。すべて田畑として使うには難しい条件ですが、草地としながら草の置き場などとして出来るだけ使うとのことです。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号4については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、

賃借権の設定について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏、自営業、借り人は山形市在住の〇〇氏、会社役員兼農業であります。阿弥陀地地内の畑1筆の一部について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。3月21日、現地を確認しました。この土地は〇〇氏が新規就農でアスパラを作ると以前より聞いていた案件で、今回申請に至ったものです。苗の方も準備しており今回始めたいとのことで、確認要件を満たすため問題ないかと思われまますのでご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち賃借権の設定の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定の整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は相生在住の〇〇氏、会社員、借り人は相生在住の〇〇氏、農業であります。相生地内の畑5筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。14番、原田広幸委員。

原田委員 整理番号2について、現地調査の結果を報告します。3月20日に電話で聞き取り調査を行いました。ここは〇〇氏と、〇〇氏の父親が以前から賃借権を設定していた土地になります。〇〇氏の父親が〇〇氏に経営移譲をするにあたり新たに賃借権の設定をしたものです。特に問題はないと思われまます、なおご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。  
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、賃貸借の設定の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、使用貸借権の設定について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は相生在住の〇〇氏、農業、借り人は相生在住の〇〇氏、農業で、両者は親子であります。相生地内の畑11筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。14番、原田広幸委員。

原田委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。3月20日に〇〇氏に電話で確認をしております。〇〇氏への経営移譲の案件です。〇〇氏ですが、非常に一生懸命農業に取り組んでおります。特に問題はないと思われませんが、なおご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち使用貸借権の設定の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、使用貸借権の設定の整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は大門在住の〇〇氏、無職、借り人は大門在住の〇〇氏、団体職員で、両者は親子であります。大門地内の畑4筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員である私から現地調査の結果について報告します。

木村(辰)委員 整理番号2について、現地調査の結果を報告します。3月23日〇〇氏に電話で確認を取りました。この件については先月の総会で土地の交換があったもので、移譲年金のための親子での使用貸借権の設定でありますので特別問題はないように思われますのでよろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

はじめに、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は牧野在住の〇〇氏、無職、譲受人は牧野在住の〇〇氏、会社役員であります。譲受人が副住職を務める〇〇の来客用駐車場を整備するため、牧野地内の田1筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第474回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。提案理由については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第474回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の6ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は下生居在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は山形市在住の〇〇氏でございます。牧野地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲受人は藤吾に事務所を有する有限会社〇〇、認定農業者、譲渡人は石曾根在住の〇〇氏でございます。石曾根地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、議第4号、第475回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。提案理由については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、第475回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の7ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。借り人は原口在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は須田板在住の〇〇氏であります。須田板地内の田3筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。借り人は中山在住の〇〇氏、基本構想水準到達者、貸し人は関根在住の〇〇氏であります。関根地内の田1筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は三上在住の〇〇氏であります。三上地内の田1筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号3については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程7、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の8ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は、宮脇在住の〇〇氏、農業、譲受人は長清水一丁目在住の〇〇氏、会社員及び〇〇氏、会社員です。金生西三丁目地内の畑1筆について、住宅を建築するため所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の9ページをお開きください。8件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は相生在住の〇〇氏、借り人は相生在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました農地法第3条の賃借権設定に伴い、相生地内の畑5筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細につ

いては議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2から8については関連がありますので、事務局長より一括して報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2から8について説明いたします。貸し人は牧野在住の〇〇氏、〇〇氏、上生居在住の〇〇氏、天童市在住の〇〇氏、牧野在住の〇〇氏及び千葉県鎌ケ谷市在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。牧野及び中生居地内の畑29筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程9、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の11ページをお開きください。5件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号1、4及び5については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程10、報告第4号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の12ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。申請人は皆沢在住の〇〇氏であります。皆沢地内の畑1筆について申請があったものです。平成6年の上山西部地区農免農道の路線変更の際に分筆され、ごく小面積の土地が残されたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。申請人は阿弥陀地在住の〇〇氏でありま

す。阿弥陀地地内の畑1筆について申請があったものです。昭和48年に冷蔵庫を建築し、以後宅地として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。申請人は金谷在住の〇〇氏であります。高野地内の田1筆について申請があったものです。平成15年に転用許可を得て、宅地への進入路及び駐車場として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時14分)

議事録署名委員

議事録署名委員